

稲城市都市計画図

(用途地域、防火・準防火地域、高度地区、市街化区域、市街化調整区域、都市計画施設、地区計画区域等)

凡例

地域・地区		日影規制					
表示	用途地域	建築率 %	容積率 %	防火地域	規制される建築物	規制される日影時間	規定水平面(平均地盤面からの高さ)
第一種低層住居専用地域(一低層)	第一種低層住居専用地域(一低層)	30	50	第一種	軒高が7mを超える建築物又は地上3層以上の建築物	(一) 3時間以上 2時間以上	1.5m
	第二種低層住居専用地域(二低層)	40	100	準防火		(二) 4時間以上 2.5時間以上	1.5m
第一種中高層住居専用地域(一中高)	第一種中高層住居専用地域(一中高)	50	150	第一種	高さ10mを超える建築物	(一) 3時間以上 2時間以上	4.0m
	第二種中高層住居専用地域(二中高)	60	200	準防火		(二) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
第一種住居地域(一住居)	第一種住居地域(一住居)	50	150	第一種	高さ10mを超える建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
	第二種住居地域(二住居)	60	200	準防火		(二) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
準住居地域(準住居)	第一種準住居地域(一準住居)	60	200	第二種	高さ10mを超える建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
	第二種準住居地域(二準住居)	60	300	準防火		(二) 5時間以上 3時間以上	6.5m
近隣商業地域(近商)	第一種近隣商業地域(一近商)	60	200	第二種	高さ10mを超える建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
	第二種近隣商業地域(二近商)	80	300	準防火		(二) 5時間以上 3時間以上	6.5m
商業地域(商業)	商業地域(商業)	80	400	指定なし	防火	規制対象外	
準工業地域(準工業)	準工業地域(準工業)	60	200	第二種	高さ10mを超える建築物	(一) 4時間以上 2.5時間以上	4.0m
工業地域(工業)	工業地域(工業)	60	300	準防火		(二) 5時間以上 3時間以上	6.5m

表示	市街化調整区域
(赤い丸)	市街化調整区域
(赤い二重丸)	市街化調整区域
(黒い丸)	防火指定なし(黒い丸)
(赤い丸)	準防火地域(赤い丸)
(赤い二重丸)	防火地域(赤い二重丸)

※稲城市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づき宅地造成等工事規制区域に指定されています。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	第一種近隣商業地域	第二種近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
事務所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
倉庫	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
娯楽施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

表示	防火指定なし(黒い丸)
(赤い丸)	準防火地域(赤い丸)
(赤い二重丸)	防火地域(赤い二重丸)

表示	高度地区
(丸)	高度地区を表わす
(丸)	容積率を表わす
(丸)	建築率を表わす

表示	容積率
(丸)	容積率を表わす
(丸)	建築率を表わす

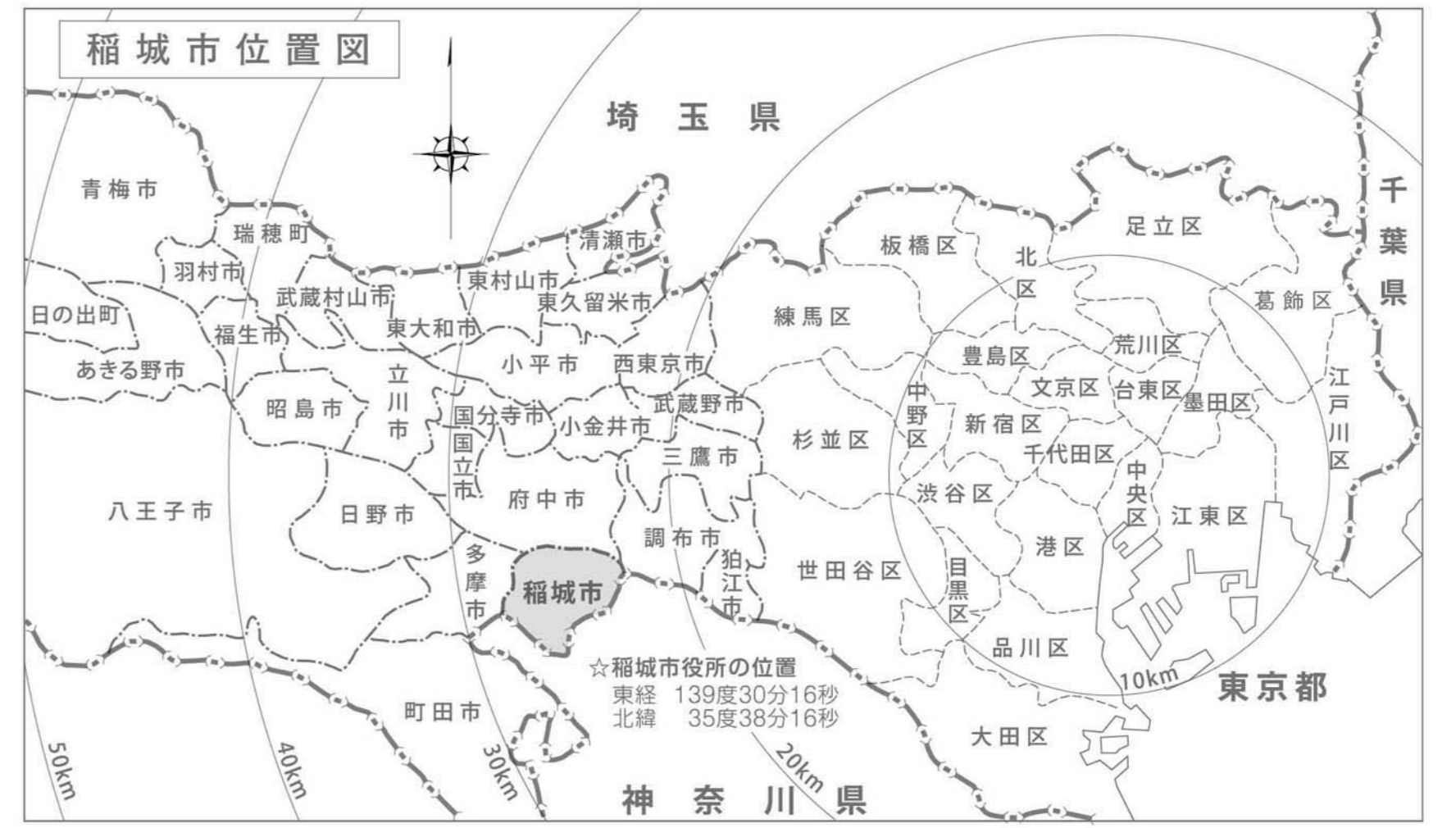
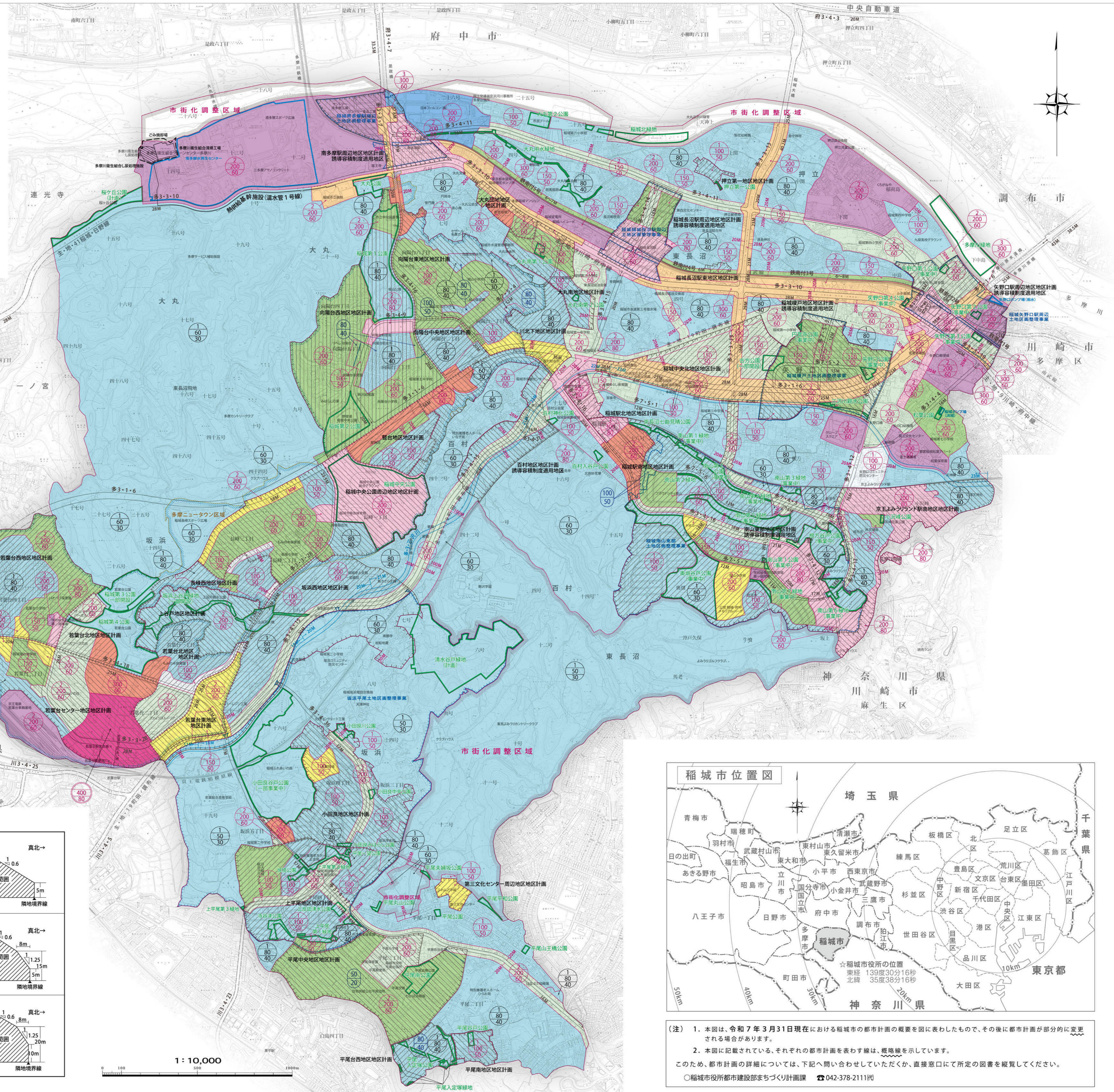
表示	市街化調整区域
(赤い丸)	市街化調整区域
(赤い二重丸)	市街化調整区域
(黒い丸)	防火指定なし(黒い丸)
(赤い丸)	準防火地域(赤い丸)
(赤い二重丸)	防火地域(赤い二重丸)

※稲城市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づき宅地造成等工事規制区域に指定されています。

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	第一種近隣商業地域	第二種近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
事務所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
倉庫	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
娯楽施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※稲城市全域が宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づき宅地造成等工事規制区域に指定されています。



(注) 1. 本図は、令和7年3月31日現在における稲城市の都市計画の概要を表したもので、その後都市計画が部分的に変更される場合があります。

2. 本図に記載されている、それぞれの都市計画を表す線は、概略線を示しています。

このため、都市計画の詳細については、下記へお問い合わせいただくか、直接窓口にて所定の図書を閲覧してください。

○稲城市役所都市建設部まちづくり計画課 ☎042-378-2111(代)